

内部質保証に関する方針

制定：2014年12月1日

改定：2021年6月7日

京都精華大学は、内部質保証を推進するため、以下の通り、方針を定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 本学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する
- (2) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、自己点検・評価実施委員会（以下、「実施委員会」という。）とする。実施委員会は、学部・研究科および事務局等の各部門（以下、「各部門」という。）が実施した自己点検・評価に対して全学的観点から自己点検・評価を行う。事務所管は経営企画グループとする。
- (3) 自己点検・評価による改善を検証するため、理事長のもとに自己点検・評価運営委員会（以下、運営委員会）を置く。また、客観的な視点での検証を図るために外部評価委員会を置く。
- (4) 自己点検・評価結果、外部評価結果について、社会的公表を行う。
- (5) 質保証について、組織内の理解を促し、組織文化として定着をはかる。

2. 組織体制

- (1) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、教学担当常務理事を委員長とする実施委員会を置く。実施委員会は、自己点検・評価結果を学長に報告し、学長は報告を受けて、改善が必要と思われる事項について、当該の各部門の長に改善の実施を求める。当該の各部門の長は当該事項に関する改善計画を実施委員会に提出する。また、改善の実施を求められた事項に関する改善結果について、実施委員会に報告を行う。これらの過程を通して、改善を促し、全学における内部質保証の推進を行う。
- (2) 各部門において、自己点検・評価を行い、その結果を実施委員会に上程する。自己点検・評価結果は学長報告を経て、改善実施要求として実施委員会を通して各部門にフィードバックされる。各部門は改善計画の策定、改善結果の報告を実施委員会に上程する。
- (3) 実施委員会の事務所管は経営企画グループとする。

3. 教学に関する行動指針等

- (1) 本学の学士課程教育および修士課程・博士課程教育における教学改革・改善・実践・

検証の方向性を示す指針として位置づけられている「VISION2024SEIKA」ならびに中期計画を行動指針とする。その数量的な達成度については「目標達成プロセス管理指標」をもって測る。

(2) 教育研究および学生実態等に関する情報を把握し、改善に活用する。

4. 関係規程

- 1) 学校法人京都精華大学自己点検・自己評価規程
- 2) 学校法人京都精華大学外部評価委員会規程
- 3) 京都精華大学地域連携協議会規程